

令和2年度

新型コロナウイルス
に負けない!

「近江八幡市のまちづくり団体」 に対する 補助金

近江八幡市内で市民活動や
まちづくり活動する団体に
対する補助金です。

★前年度で採択された団体も、採択されなかった団体も
いずれも応募出来ます。

応募
期間

令和2年

6/1 月

9/30 水

16:00必着

プレゼンなし!

今年は書類審査のみ

学生も申請OK!

小学生～大学生 申請可能

新設

初めての方へ

創業補助

上限 **30万円**

(対象経費の4/5以内)

目的達成!

**しっかり活動
運営補助 A**

上限 **10万円**

(対象経費の4/5以内)

新設

基盤拡大!

**ジャンプアップ
運営補助 B**

上限 **15万円**

(対象経費の1/2以内)

詳しくは裏面へ→



一般財団法人ハートランド推進財団

さらに充実した補助金になりました

● 補助内容

1 創業補助 (令和元年度の募集内容と同じ)

新たなまちづくり活動を始める団体、初めてまちづくり活動に取り組む団体、今までと違った活動に取り組む団体への補助金です。

1団体1回限り

上限**30万円**
(対象経費の4/5以内)

2 しっかり活動運営補助A (令和2年度新設)

まちづくり団体として活動を開始してから3年以内(規約策定後3年以内)の初動期にある団体が活動の目的を達成するために必要な活動にかかる経費を補助します。

1団体2回まで

(創業補助を受けていない団体は3回まで)

上限**10万円**
(対象経費の4/5以内)

3 ジャンプアップ運営補助B (令和2年度新設)

まちづくり団体として申請時点で3年を超え活動を継続している団体(規約策定後3年を超え)活動を継続、基盤を拡大または強化するために必要な活動にかかる経費を補助します。

※前年度に活動実績があること。

1団体1回限り

上限**15万円**
(対象経費の1/2以内)

● 補助対象団体

- ・活動の拠点が近江八幡市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- ・5人以上の市民で構成されていること。
- ・申請時に定款・規約・会則等を有していること。
- ・公益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
- ・継続的な活動が期待できる団体であること。
- ・活動のすべてが、特定の個人や団体の利益を目的としないこと。
- ・公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること。

● 応募方法

令和2年6月1日(月)～9月30日(水) (16:00必着)に
必要書類をハートランド推進財団まで直接持参または郵送



● 提出書類

- 交付申請書
- 団体概要書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 団体の前年度の活動報告書及び収支計算書(令和2年度設立団体は除く)
- 団体の定款・規約・会則など
- 会員名簿
- 見積書(必要な経費がある場合)



申請書

● 説明会・相談会

新型コロナウイルス感染症の対策のため大勢の方を集めては開催しません。

個別相談・お出かけ相談を受けますのでハートランド推進財団まで電話・メールでお申し込み下さい。

今年は特別に、書類審査のみ。

書類提出
相談
問い合わせ

(一財)ハートランド推進財団

〒523-0864 近江八幡市為心町元9 白雲館内

TEL **0748-33-5510**
URL <http://www.zc.ztv.ne.jp/heart/>
Mail chukan@npo-omi8man.com